

農地転用事業計画変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

〔申請者又は
当初計画者〕 宮城県亶理郡山元町浅生原字作田山〇〇番地
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

(承継者) 印

令和3年9月20日付け指令第1234号でなされた農地法第5条第1項の規定による許可に係る農地転用事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので申請します。

1 申請者の住所、氏名及び職業

当事者の別	氏名	住所	職業
申請者又は 当初計画者	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	宮城県亶理郡山元町浅生原字作田山〇〇番地 電話 (0223) 37-5117	砂利採取業
承継者		電話 () -	

2 土地の所在、地番、地目、面積

土地の所在	地番	地目		面積	備考
		登記簿	現況		
山元町山寺字〇〇	5678	畑	畑	2,350 m ²	
計1筆				2,350 m ²	

3 変更前の事業計画に従った事業の実施状況

砂利採取作業継続中

4 転用事業を変更前の事業計画どおりに遂行できない理由

未採取区域が残っており、事業継続を必要とするため。

5 変更後の転用事業が変更前の事業に比べ、同等又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの説明
(※ 転用目的達成が可能な場合の事業計画変更申請では記載不要)

6 変更後の事業計画の詳細

変更前 令和2年7月31日 ～ 令和3年7月30日

変更後 令和2年7月31日 ～ 令和4年7月30日

7 変更後の転用事業に係る資金計画及びその調達方法

事業計画変更に伴う事業費について、自己資金による補填。

8 変更後の事業計画によって生ずる附近の土地，作物，家畜等の被害防除施設の概要

付近の土地、農地に被害を及ばさないよう十分注意する。

万一被害が発生した時は、復旧、補償する。

9 その他参考となるべき事項

(記載注意)

- (1) 承継者がある場合にあつては、申請は当初計画者と承継者の連署とする。氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- (2) 申請が法人にあつては、「氏名」欄に名称、代表者の氏名及び担当者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を、「職業」欄には業務の内容を記載する。
- (3) 申請者が複数ある場合や承認を受けようとする土地が複数となる場合等には、該当欄に「別紙記載のとおり」と記載し、該当箇所を別紙として申請することができる。

(添付書類)

- (1) 法人にあつては、定款または寄付行為及び法人の登記事項証明書
- (2) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書または現在事項証明書に限る。）
- (3) 申請に係る土地の地番を表示する図面（公図）
- (4) 位置及び附近の状況を表示する図面（縮尺 1/50,000 ないし 1/10,000 程度）
- (5) 変更後に建設しようとする建物または施設の面積、配置及び施設物間の距離を表示する図面
- (6) 変更後の転用事業に関連して他法令の定めるところにより、許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面
- (7) 転用事業者の変更前の事業計画について関係者の同意または意見（例えば取水、排水についての水利権者、漁業権者、土地改良区等の同意または意見）を得ている場合あるいは変更後の事業計画について関係者の同意または意見を新たに求める必要がある場合には、当該事業計画変更についてのこれらの者の同意書または意見書の写し
- (8) 転用事業者の変更前の事業計画について地方公共団体が財政補助等のかたちで関与している場合には、事業計画の変更及びこれに伴う影響についての当該地方公共団体の長の意見書
- (9) 転用事業者が変更前の事業計画について旧所有者に対して雇用予約、施設の利用予約等の債務を有している場合には、当該債務の処理について関係者の取決め書の写し及び旧所有者の事業計画変更についての同意書
- (10) 事業計画についての関係地元民の意向とこれに対する申請者の見解

ただし、承継者がいない場合及び転用目的達成が可能な場合の事業計画変更申請では、(1)から(4)までの書類添付は不要